

第六十八回国会 建設委員會議録第九号

昭和四十七年四月十四日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 天野 光晴君 理事 金子 一平君

理事 田村 良平君 理事 葉梨 信行君

理事 服部 安司君 理事 阿部 昭吾君

理事 小川新一郎君 理事 渡辺 武三君

小沢 一郎君 大村 襄治君

梶山 静六君 野中 英二君

浜田 幸一君 藤波 孝生君

古内 広雄君 村田敬次郎君

森下 國雄君 山下 徳夫君

山本 幸雄君 早稲田石高君

井上 普方君 下部 政巳君

松浦 利尚君 柳田 秀一君

北側 義一君 浦井 洋君

出席國務大臣

建設大臣 西村 英一君

出席政府委員

建設政務次官 藤尾 正行君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省都市局長 吉兼 三郎君

建設省河川局長 川崎 精一君

建設省河川局次長 川田 陽吉君

委員外の出席者

建設委員会調査 會田 忠君

委員長 建設委員会調査 會田 忠君

委員の異動

四月十三日

辞任

浜田 幸一君

藤波 孝生君

松浦 利尚君

補欠選任

荒船清十郎君

菅野和太郎君

八百板 正君

同日

辞任

荒船清十郎君

菅野和太郎君

八百板 正君

同日

辞任

砂原 格君

同日

辞任

野中 英二君

同日

四月十四日

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七二号)(参議院送付)

同月十三日

名古屋都市部高速道路鏡ヶ池線建設反対に関する請願外二件(横山利秋君紹介)(第二四八三号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第二五二八号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第二五七一号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第二六一一号)

地代家賃統制令撤廃に関する請願外一件(熊谷義雄君紹介)(第二五七〇号)

は本委員会に付託された。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

○龜山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、下水道事業センター法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井上普方君。

○井上委員 お伺いしたい第一は、こういうような下水道事業センターのように、技術者を集中させて、そして委託事業をやるというシステムは日本の行政機構の中では初めてのケースと思いますが、どうでございますか。例でございますか。

○吉兼政府委員 お尋ねのような意味合いにおきましては国内的にはセンターのようなものがないのじゃないかと思いますが、対外的な面におきましては海外技術協力事業団というような、やや似たような制度はございます。

○井上委員 そこで私はお尋ねしたいのですが、わが国の行政機構の中で初めてのケースだと思ふのです。しかも技術者を通じ、技術屋をプールしながらやっていくという、こういう機構が果たして行政効果があるかどうかということに私は疑問を持つ一人なものであります。と申しますのは、考えてみますと、終戦直後電源開発が非常に盛んに行なわれるときに、県管発電あるいはまた公営発電が盛んに行なわれた時期にございました。そのときに技術屋が全国的に払底した。したがって、技術屋をプールするようないくつかのものをつくったらどうだろうかという議論が行なわれたことは御承知のとおりです。しかしそれはできなかった。そういうようなケースができるのでありますけれども、これは果たして能率が上がるかどうか。しかも内容が、研究までやる、あるいは技術屋の育成までやるということになりますと、はたしてその機能が發揮できるかどうか、私は大きな疑問を持

たざるを得ないのであります。この点、大臣どうでございますか。

○西村國務大臣 もう御承知のとおり、下水道処理をやらなければならぬということで、予算も五カ年間で二兆六千億、予算的にはまあまあとところまでいってありますが、一番これを推進するのはまず技術者の問題です。なかなか終末処理、これはいままでもやったことがない技術でございますので、非常に弱点なんです。私は各地方公共団体に對しまして、やはりその担当の部局をつくってやる、こういうことをすすめておられますが、どうしていいかわからぬという。やはり専門の技術者がいないというのがこの下水道の普及に對しては一番弱点でございます。そこで、こういう行政組織でなくて、あるいは下水道協会等では相当技術者の養成、講習あたりはやっておるのでございます。これは社団法人として。しかし、それはほんとうの民間法人でございますから、やはり權威もなければ、われわれがそういうふうな指導も十分できないのでございます。したがって、今度はやはりこういう法律に基づいた技術者の養成の中心機関をつくりたい。私はこれは必ず成功すると思ふ。また技術者の養成はやはり国家がめんどうを見て養成しなければ、これはとうてい養成はできないと思ふ。しかも、この下水道五カ年計画の終局においてわずかに四〇％にも満たないというような普及率しかないのをごさいます。今後やはり五カ年計画、さらにもう一つの五カ年計画と続いていかなければなりませんから、それには専門の技術者をどうしても養成しなければならぬ。それにはこういう方法が非常に適当であろう。初めての試みでございます。電源開発株式会社の場合は、これはむしろ私は技術者の養成にやなしに、技術者が余っておったと思ふのです。それを有効に使おうとしないか。あ

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

これは、建設技術者が遊んでいては困るから、電源開発するにはもう少しあれを集積して有効に使うんじゃないかというのでございますが、今度の場合はそれとは逆に、むしろそういう専門職の人を養成しようじゃないか。そうして技術のわかない各市町村を指導していろいろじゃないかというのでございまして、私は必ずこれは行政面において相当の効果がある。いま建設省でも一生懸命やっていますが、建設省の及ばない範囲が教育問題ではあるわけでございます。私は教育問題について、建設省で建設大学はございまして、ひとつ建設大学で養成してみようじゃないかということも考えたわけでございます。しかし、建設大学といいますが、それには教員の養成とか、国家公務員の受ける制約がいろいろたくさんあるのでございまして、やはり新しい組織をつくってやったほうがいいんじゃないかということでございますので、どうぞひとつその辺御了承賜りたい、かように思うのでございます。

○井上委員 大臣、私の申すことを少し取り違えられておるようです。私が申し上げましたのは、技術者をプールして能率的に配給していく、はっきりいえばそうなりますね、事業のあるところを委託してやるのが主目的ですから。そういうような機構というのが初めてできた。ちょうど終戦後の電源開発が盛んであったときに技術者が各地に不足しておった。したがって、どこか技術者をプールして回してもらえないだろうかというような意見もあったけれども、実現せずに今日に至って、各県営の発電所というものが各県で技術屋をかかえながらやってきた。その後電源開発公社、おっしゃるような意味になってまいったのではありますけれども、そこで初めてのケースだ。しかもこれが委託を受けてもかくやるのだ。技術屋をプールしておいて、各市町村から、あるいは府県から委託を受けて、そこに技術者を派遣して、そして事業をやっていくというのは初めてのケースなんです。そのほかに養成という目的も持つておる、そういうようなケースは日本の行政機構の中

では初めてのケースです。おりおりいわれるのでございまして、役人というのはどうも遊び過ぎている。遊ばず期が多い。忙しいときには仕事に忙しいけれども、だからひとつ機動的に、役人がある程度優秀なものをプールしておいて、忙しいところに回していけばいいじゃないかというふうな議論がおりおり民間からも出されております。しかしそれがいままではできなかった。それを、形は違っていますが、そういう形で今度これをやろうとするわけですね。その効果というものがはたしてできるかどうか、これは大きな注目されるところだろうと私は思う。そこで、いままでの行政機構と違った形の、いままでなかったシステムをここに導入して下水道の事業をやろうというのでございまして、よほど確信がなければできないんじゃないか、私はこのように思うのです。それと同時に、その点につきましても確信の根拠をお示し願いたいというのが一つ。

それからもう一つは、何をいいたしても下水道をやるといふことは建設省が補助金を出さなければならぬ。おきましては建設省が補助金を出さなければならぬ。たがって、あるいはこのセンターに委託をしたところに対して多く補助金を回すというふうなケースが出るわけですね。このようにおそれもあるわけですね。こちらあたりについてのお考え方をひとつお示し願いたいと思っております。

○西村国務大臣 その委託というのは、こちらが無理やり地方公共団体の仕事を取ってやろうという意思はございせんが、御案内のように、これからはやはり公共下水道もさることながら、流域的に効率よくやるためには各市町村を通じた方法でやらなければなりません。ほんとうに委託された場合、やってもらいたくないことについてそれを引き受けるのでございまして。また委託されたものに補助金をよけいやるのか、そういうふうな考えは毛頭ございせん。とにかく仕事を地方公共団体から取り込むというのでございませ

ん。委託をやってもらいたくないときにこれは引き受けるのでございまして、ことに流域下水道等は今後盛んになっていきますので、その場合にやはり第三者の立場でなるべく早く進むように音頭をとってまいりたい。技術者をプールするといっておりますが、それはある程度の技術者でございまして、だんだん技術者が多くなつてくれば、その養成された技術者は各地方公共団体にはらまくというふうなことも考えなければならぬと思っております。この方法に到達するまでには私どももいろいろな方面で相当に考えてみたわけでございます。考えてみたわけでございますが、この程度でやったほうが効果があがるだろうというふうなことであります。

いまの地方公共団体にまかせておれば、同じ金を使っても水質保全からいって十分なことのできないだろう。御案内のとおり、現在処理をやっております。二次処理、二次処理をやっております。二次処理をやっております。出てくる水は必ずしも同じものではございせん、やり方によつては。どこも二次処理をやっておりますけれども、出てくる水は、やはりあるところはPPMで二〇のところもある、あるところはPPMで二〇のところもあつて、そのやり方の点について非常に違うところもございまして。しかも、終末処理場のあと始末といふ点も利用のしかた、これを公営にするとかなんとかいうような指導の面、いろいろな点がたくさんあると私は思うのでございまして。したがって、あなたがおっしゃるように、だいぶ新しい機構だからうまくいくかという御心配はもつともでございまして、必ず成功させたい、また成功させなければならぬ。しかも今回、第二次の五カ年計画、第三次、第四次も統一的にかなければならぬといふことを考えますれば、急がば回れで、十分自信のある技術者を養成したほうがいいのだという結論に達してお願いを申し上げておる次第でございまして。

○井上委員 初めてのケースでございまして私は危惧の念を持つ。しかし、あなたのおっしゃる

ように下水道を普及させなければならぬし、事業を完遂しなければならぬといふことはだれも思ひは同じだと思つておる。そこで、そのやり方についていろいろセンターではたしていいのだろうか。これはいままでの行政機関におきましてもいろいろこういふようなケースは考えられたと思つておる。しかし、いろいろなケースについても障害があつてできなかったと思つておる。行政効果の面において、はたしてできるだろうかという疑問を持つてきたと思つておる。ところがこういふようなセンターをおつくりになる。つくるけれども、これについての十分自信というものがなければならぬ。いろいろなものをつくることによつていかなる利点があるか、その点を私はお伺いしております。大臣でなくて局長でけっこうでございますが、この点いかがでございますか。

○吉兼政府委員 基本的にはただいま大臣からお答え申し上げましたとおりでありますが、具体的に申し上げてみますと、技術者といふものは、絶対的に足らないといふことは、先生先刻よく御承知のとおりであります。基本的には技術者の養成なり、さかのほれば学校教育という面から取り組んでいかなければならぬ問題だと思つておる。一つセンターができたからといって、センターオールマイティーでそういうものをカバーできるものではないと思つておる。しかし、当面各市町村が下水道事業に取り組んで建設に取りかからなければならぬ。しかるに、これから水質環境基準等の関係で人口十万人以下のような、河川の中上流に位置するような都市が下流との関係で下水道に取り組んでいかなければならぬ。そういう際に、実際は技術スタッフが全く皆無のような市町村が多々ございまして。これをいかに援助してやるかということが、私どもがどういふ制度を考えました発想の最も大きな点でございまして、やり方としましては、大都市からそういうところへ技術者をあつせんすべしじゃないかということが考えられます。しかしながら、公共団体その他のあつせんはなかなかうまくいきません。ことに、

派遣される職員が派遣先において将来にわたって仕事があるかどうかという点も非常に不安な点がございませう等々から、こういう中核的な組織をつくって、そこへ優秀な人をプールして、随時派遣して、仕事のめどがつけばまた次のところに応援に行くというシステム、機動的に効率的に技術者を十分に活用していくという組織がやはりいまの情勢にこたえる道じゃないか。また公共団体側からも強くそういう要望等もございましたので、こういう制度を私どもは考えた次第であります。

○井上委員 私に、ただいまのお話はある程度了解はできます。技術者が不足である、こう言われましても、下水道の必要性が叫ばれてきてからもうかれこれ十四、五年になると思うのです。その間建設省はどりしていったんだ、こういふような技術者が将来不足になるという見通しのもとに養成しておかなかつたことにつきましても、大きな疑問を持たざるを得ないのであります。

それはそれとしまして、たちまちの問題として足らない、これをいかにして補うかという手法としてどういふことが行なわれたのであると思ひます。そしてまた、技術者が各市町村に、いなかのほうへ出ていくについて、住宅事情の關係あるいはまた家族關係からいって動きたがらぬこともわかりました。したがって、一時的に技術者のあつせんを行なつて地方の仕事をやつていく着想は、私ははなはだけっこうだと思ひます。しかしながら、受け入れる市町村の住民側にとつてみますと、中央のセンターから来た技術者がその地方の事情というものも知らず、あるいはまた地方の住民とのなじみもなくして、はたして川筋に仕事ができるかどうか、画一的な仕事が行なわれるんじゃないか、そこにはまた住民との間に摩擦も生じてくるのではなからうか、このようにも考えられるわけではなからうか、このよりの御配慮というものはなされなければならぬと思ひます。単に中央から派遣された技術者の慣習を無視するというような計画の策定なり

あるいは事業の遂行であつてはならないと思ひます。そこらあたりが、このセンターが成功するかしないかの大きな境目じゃないかと思ひます。これらについてのお考え方としては、どういふような考え方で進められるのか、ひとつお伺ひしたいのであります。と申しますのも、一つには、大臣の監督下にはあるけれども、別個の人格としてセンターはありますので、國の方針と申しますよりはセンターの運営いかんによつては變な方向に進みはしないか、そういうおそれもあると思ひますが、どういふお考えがございませうか。

○西村國務大臣 それは公団あたりで仕事をする分野でもそういうことはありますが、ことに今回のこのセンターの従事員が地方に派遣される場合等につきましては、中央においてよく監督をする、地方民とのトラブルが起らないようにすることは十分注意しなければいかぬ。いかなる公団にいたしましてもこの運営が問題ですが、この組織は新しい組織でございませうから、井上さんのおっしゃる通りに十分注意をしなければならぬと思ひます。実は私は大分でございませうが、大分市、別府市はいま下水道をやろうとしていますが、市長さんあたりと話しても、どりすればいいんですかというところが先なんですね。そこで市の職員をしてあつちこつち出張させて、見学させたり、知識を聞き覚えで覚えさせて、だんだんやつてきておるのが現状でございませう。これはひとり私の眼のみじゃなからうと思ひます。そういう場合に相當のサセクションをする。しかも、これは仕事を請け負うといつても、いわゆる建設業の請負工事とは違つた性格を持った請負のしかたで、こつちは指導する部分において最小限度の知識をいろいろつけるのでございませう。建設業の向こうを張つてやろうというよりな考え方はございませぬ。したがつて、この運営につきましては十分注意をしなければならぬ。ことに水質保全の問題は、これは一応五カ年計画であつただけの金をつぎ込みますけれども、急速にやらないと、非常

におくるとまた取り返しつかない、何ともできないような事情があらますから、これを急速に進めるためには、やつぱり別にそれに専門にかかせるセンターをつくつて、全體的にやらんで、早目に水質の保全について注意を払ひたい。運営につきましては十分建設大臣も監督しますが、この幹部になる方々につきましても、相當にその方面の注意を払ひような人を選ばないといけなないということ、私は、私も十分承知をいたしておるような次第でございませう。

○井上委員 私の危惧するところと大臣の受け取り方とちよつと違ひのようです。計画を策定する、そして技術者の不足な市町村を補つていくといふのでございませうから、計画から事業遂行まで全部ともかくこのセンターの職員が指導するわけですか。そこに住民感情との摩擦が起つてきやしないかといふことを私はおそれるのです。これがおそれるこの場合の一番大きなネックになるのじゃないか、こういふようにも思われませう。この点につきましてひとつ御指導を十分にやつていただきたい、こう思ひついであります。

それからいま一つの問題は、やはり補助金、起債の面でありませう。とかく法律をつくるときには、法律といふのは、こういふこともいたしましやう、あつちこつちもいたしましやうといつて、大臣なりが國會においてお約束をなされるのが、一たんつづられてみますとひとり歩きするものが常でございませう。したがって、こういふようなセンターをつくつて、しかもセンターに計画策定並びに事業を委託するその町村に対して手厚く國の補助が行なわれ、やらないうところは薄くなるというふうな傾向が將來出てきはしないかと私は思ひます。あなはたはなほおっしゃいますけれども、往々にしてそういう傾向が出てくる。こつちあたりのチェックをどういふふうにかつておるか。そこらにはやはり考えなければならぬ問題だと思ひます。どうでございませうか。

○井上委員 自信があらますとおつしやられますと、それ以上私は申しませぬ。ともかく公正なる行政をやられるより、今後もしついで目を光らせていたきたいと思ひます。特に私がこう申しますのは、日本におきましては民主主義が完成してございませぬ。とかく國の言うとおつしやばいのだ、お國がこう言うのだ、お上りがこう言うのだといふので、地方の末端行政機関においては押しつけられる傾向が非常に多い。このことをひとつ念頭に置いていただきたいと思ひます。

それで、五カ年計画について少しお尋ねいたしたいのでありますが、いままで五カ年計画は金額の面において出されておりました、われわれの質問に対して説明されるのは、そうではない、利益者の面積を私らは知らしていただきたい。あるいは幹線下水道が一体どれくらいできるのか、流域下水道におきましてはどういふ面積がなされるのか、この点をひとつお示し願ひたいと思ひます。近ごろ金の値打ちがどんどん下がりますし、公共事業費は御承知のように金額の単価が高くなつておられますので、予定しておる事業ができませんといふような傾向も見えらると思ひます。したがって、私は、五カ年計画のときなんかは、金額は申すに及ばず、一五カ年計画において面積は大體どれくらいあるんだ、こういふことを明確にしたいので、その結果がどうであつたか、これを私どもに知らしていただかなければならぬと思ひます。この点いかがでございませうか。

○西村國務大臣 當然の御質問でございませう。いま一応はその予算で五カ年計画をやり、それには事業費を積み上げてやる。多少の狂いはございませぬけれども、この金でやる。終末処理場はおおよそ何カ所、管渠はおおよそこれくらいといふことは當然持つておつて、それはこちらで積み上げてやばり金を計算しておる。これは政府委員から説明させませう。

○古兼政府委員 第三次の五カ年計画におきましては、御指摘のように計画の内容としましては事業の量というものをきめております。事業の量といえますものは、各下水道の区別に応じまして、管渠でありますならばこの管渠の延長、それから処理能力人口というふうなものでございまして、事業量を明記いたしております。これによりましてどの程度の下水道が整備されるかということ、参考資料におきまして、市街地面積に対し下水道によりまして処理区域面積と申しますか、その割合といふものが大体どの程度まで普及されるかといふことが表示されております。普及率と私ども

言っておりますものはそのことでございまして、いまの処理区域面積の普及率、つまり五カ年計画の最終年度におきましての市街地面積に対しましての下水道の普及率といふものが、昭和五十年末におきまして三八・八％、なお参考までに、四十五年度末におきましては二二・八％でござい

ます。これを三八・八％まで高めるべく所要の下水道整備をやっていく。その投資額を四十五年価格でもって統一するならば二兆六千億でござい

ます。この五カ年計画の内容でございまして、
○井上委員 私は、五カ年計画すべてにわたって、長期計画にわたりますと金額と同時にやはり事業量というものが明確にする必要があると思

うのです。とかく金額ばかり大きく出まして、事業量というものがどうも陰に隠れておるようござい

ます。この点につきましては先般来他の議員から指摘がございましたので、やめておきたいと思

います。いずれにいたしましても、日本の下水道事業といふのが非常におくられておた、おかれておた

けれども、早急に先進国並みに追いつかなければならぬ、こ

ういふような使命もありませんし、また公害問題等々におきまして日本下水道の占める役割りといふものが非常に大きい、この点を勘案

せられまして、このセンターが単に機構いじりではなくて、真に効果的に効率的に事業が推進せられるように、さらに一そうの御努力を強く望ま

あります。こ

ういふことを考えますと、センターの職員が公務員法の適用を受ける、これ自体につ

きましては大きな疑問を持たざるを得ないの

であります。この点につきましては先般来他の議員から指摘がございましたので、やめておきたいと思

います。いずれにいたしましても、日本の下水道事業といふのが非常におくられておた、おかれておた

けれども、早急に先進国並みに追いつかなければならぬ、こ

ういふような使命もありませんし、また公害問題等々におきまして日本下水道の占める役割りといふものが非常に大きい、この点を勘案

せられまして、このセンターが単に機構いじりではなくて、真に効果的に効率的に事業が推進せられるように、さらに一そうの御努力を強く望ま

あります。こ

ういふことを考えますと、センターの職員が公務員法の適用を受ける、これ自体につ

し把握しておられるとすれば、こうしたトラブル
についてどういふ行政指導によってこれを解決し
ようとしておられるのか。その二点についてお尋
ねしたいと思います。

○吉兼政府委員 下水道事業の關係で、事業遂行
上受益者負担金という制度がいろいろ地方によつ
て問題になっております。これは私も承知いた
しております。この制度のそもその考え方とい
いますのはたびたび申し上げてきておるとおりで
ございますが、いま御指摘の三分の一ないし五分
の一といえますのは、当該公共団体の財政力の関
係がございまして、公共団体が地方負担をいた
しません費用の一部を、下水道事業の特殊性から、
特定の受益に対して応分の負担を住民から仰
ぐという考え方でございまして、実際上は大體總事
業費の一割ないし一割五分程度が住民負担、受益
者負担というふうになっております。この制
度の可否につきましてはいろいろ議論がございま
す。私もたびたび申し上げております。そのよ
うに、今後下水道整備の全体の財源構成との關係に
おいて検討を加えてまいりたいと思つておりま
す。

お尋ねの現実のいろいろのトラブルにつきま
しては、基本はやはり負担の公平をはかるというこ
とが一番基本だと思います。したがって、あ
る市におきましては下水道が整備された地
域、これは負担金なしにやりました、これか
らやるところを負担金を取るという場合におきま
しては、やはり全体の負担の公平上、既存の地域
も含めまして、全体として公平な受益者負担金を
負担していただくというふうな考え方も私一つの
方法かと思ひます。いろいろ個別の相談等があ
りますならば、私もそのういふ指導をしてま
いっております。

○松浦(利)委員 大臣、私はこれは事務当局のレ
ベルでは問題は解決せぬと思つております。やはりあ
る意味で地方自治団体に對して的確な指導が必要
だと思ひます。いま、公平の原則からいって、既
存の公共下水道についても受益者負担を新たに取

れ、新たに設備するところと均衡を失しないよう
に取つたらどうか、そういうことも一つの方法
だ、こう言つておられますけれども、ところが逆
に、既存のところを今度は反対するわけですね。
おれは出すのはいいや、いままでも出してやらぬの
に、いまになつて出す必要があるのか、こうい
う方を考えるわけですね。問題は、何と云つても公
共下水道というものは地方自治団体の固有の業務な
らぬ。固有の業務と受益者負担といふものが関連
をしてくるわけですね。この問題を明確に、関連づ
けをびしりと整理しておかないと、私はトラブ
ルというのはいつまでも尾を引くと思ひます。そ
ういう意味で、これからの公共下水道は、公害そ
の他の問題とからめて、第三次五カ年計画の整備
は住民のコンセンサスがいかに得られるかとい
ふことだと思つております。金の準備もできた、下水道
事業センターというものもつくりました、技術者
はみんなブールいたします、資金も立てかえてや
りました。確かに一つの構想としてはでき上
がったのです。ところが、一番大切な地方住民の
コンセンサスを得るというところについてどうやる
のかということが、地方自治体では非常にあ
まいだと思つております。

だからそういう意味でこの際大臣に明確にお答
えをしていただきたいのは、いま必要なことは、
公共下水道の第一歩というものは何と云つても住民
の理解を得ることだ。政府が、あるいは地方自治
団体が、公共下水道に対して関心を持つ、いかに
これが大切なものかということについての、必要
性、開発の重要性、こういふことについて有効
な手段を持たなければならぬと思つております。そ
ういう意味で、初年度がいま終わって二年度に入
るとする問題でありますから、これから二年度に
なればさらに規模が拡大をいたします。トラブル
というのはいまほどん底がたつていくわけであり
ますから、そういう意味で、公共下水道を目的と
達成するための市民に対する有効なコンセンサス
を得るための手段、方法、こういふものにつ

てこの際大臣の御答弁をいただいておきたいと思
ひます。

○西村国務大臣 いま言いましたようなトラブル
があることは私も知つておりますが、全国的にど
ういふトラブルになつておるかといふことは私は
まづわからなません。大体は、それぞれの地方公
共団体の行き方がそれぞれ違つておることであ
ります。したがってそういうトラブルがあること
も私は知つております。この問題は非常に大事な
問題でございまして、どういふふうに行つてい
けばいいか、この点は一律にやれるものかやれな
いものか、十分ひとつ研究してみたい。しかし、
基本的には私はあなたの意見に賛成です。これは
もうほんとうに全市の問題でございまして、これ
かしりやう方がそれぞれの地方公共団体によつて
違つておられますので、そういうトラブルで私は二
三陳情を受けたこともあります。全国的にどう
なつておるか私はよく存じませんが、十分研究を
いたしたいと思ひます。

○松浦(利)委員 五カ年間の計画でありますか
ら、私はいますぐここでこの問題について大臣の
的確な御答弁をいただけないとわかりません。
しかし問題は、せつかくつくつた計画がまた手直
しをしなければならぬ。金はあつたら、センターも
できた、しかし実際的には実績が伸びなかつた。
その原因は住民とのコンセンサスを得られなかつ
たという、その一つのために事業の進捗が非常に
停滞をした。これでは何のための緊急措置法であ
り、あるいは下水道センターかといふことが疑問
視されてきます。ですからそういう意味では、い
ろいろなケースがあると思ひますので、そういう
ものを大臣のほうで集めていただいて、そういう
こういふ場合にはどうするか、どういふ場合にはこ
うするんだといふ一つの指針といふものを地方自
治団体に流す、それが私は国としての正しい行政
であり、親切な行政であると思ひます。その点を
希望として申し上げておきたいと思ひます。

それから次に問題になりますのは、この下水道
の法案整備のときにも私はお話を申し上げたんで

すが、いま問題になりますのは何と云つても道路
投資とのアンバランスだと思つております。これは率
直に申し上げて、道路改良事業と下水道事業とい
うものが一体になり切れないと思つて、御承知の
ように、住民といふのは道路は目に見えます。非
常に便利になるから、それはもう道路については
非常に協力体制をすぐばつとしく。補償その他の
關係が明確になつておるから、協力体制がしけ
る。ところが下水道といふのは目に見えないです
ね。全然目に見えない投資なんです。そういう関
係で、下水道のほうはなかなか住民とのコンセン
サスが得られないから、道路改良のほうは先に進
んでしまふんですね。そうすると今度はせつかく
つくつた道路を、改良したところをまた掘り起
して下水道を埋めるといふ二度手間をするわけ
です。御承知のように下水道工事で一番高いのは、
整備された道路をさらにオープンカットしてつく
る、それが道路事情等で非常に停滞をするから、
それをシールド工法といふんです、オープンカッ
トせずにやってくれ、こういふような要求が出れ
ば、コストがだんだん上がります。高くなるま
すね。そういうことになつてくると、結果的に、
予算はこれだけ取つたけれども実際的には進まな
い。進まなかつた理由は、そういう道路投資と
のアンバランスからきた下水道工事費の高騰のた
めに、当初の計画どおり面積が補充しなかつた、
そういう矛盾が出てくると思つております。これは
ひとり都市局だけの問題ではない。やはり道路局も
含めて、これをどう調整して、そういうコスト
トを上げるようなことを押えて、よりよく成果を
あげるかということが私はこれからの下水道工事
の非常に重要なポイントだと思つております。そう
いう意味で、この道路投資と下水道整備、これの調
和、並行工事といふんですか、こういふものにつ
いての大臣の御所見をこの際承つておきたいと思
つております。

○西村国務大臣 御指摘のとおりでござい
ます。私は元來、都市計画は地下にあり、地上に
ないんだ、都市計画は地下にありといふ大體考

持つておりますが、不幸にして、あなたがおっしゃいましたように、やはりどうしても目につくところが非常に都市にお留守になって、今日のこの不合理な、不経済な仕事をやらざるを得ないようになつておるんです。したがって、過去のことはしよるがございませぬが、やはり道路とも密接な関係がございませぬので、この辺の調和は十分とつていかなければならぬと思つております。これは非常におくれまして、しかし、第一期の五カ年計画で相当に私は、前の建設大臣のときはがらばつたのですが、そのときは九千三百億円であつたのです。それが今度は二倍以上の二兆何千億円というに達したのは、やはり世論が、国民がよりやく下水道の必要性を認めたからでございます。おそまきながら非常にけつこうなことで、いま申しましたように、道路は舗装して、おへん手付の仕事でございませぬけれども、これはどうしてもやむを得ないわけでございます。しかし、これからさらに新しく進もうというところは、十分道路のことも考へて、これは一緒に進まなければならぬことは当然でございます。その他、今度はまたガス管、ガスの輸送問題でいろいろ道路と密接な関係もある仕事が出てきます。あなたのおっしゃいますようなことを十分留意しつつ、仕事はやらなければならぬということは考へておる次第でございます。

○松浦(利)委員 この問題は、口では非常にきれいに簡単に言えるのですけれども、私はやはり道路局と都市局でも非常に調整がむずかしいと思つております。しかも、下水道工事は主導を地方自治体が握りますから、そういう意味から非常に調和というものがむずかしいと思つております。ですから、非常にむずかしいことでありますが、そのことをこの五カ年間のスタートで明確にしておかないと結果的につまずきが起こりますので、大臣がいま言われましたように、むずかしければむずかしいだけに、その調和について部内で意見の統一

一、意思の統一をして、ぜひ、道路もよくなる、下水道も進む、そういう方向へ行政を進めていたきたいと思つておることを、希望として申し上げておきたいと思つておる。

それから次に、六十四国会の附帯決議があるんです。六十四国会の下水道法の一部改正が通つたときの附帯決議があるわけですが、この附帯決議は、御承知のように公共下水道、流域下水道、都市下水道についての負担率を大幅に引き上げるといふものがありました。それから先ほど私が申し上げましたように、受益者負担金制度の問題あるいは使用料の問題、こういったものについての検討を加えたらどうかという等の四項目の附帯決議がなされております。大臣のほうでは、この附帯決議については尊重するといふ御答弁になつておつたわけですが、残念ながら昭和四十七年度の予算においてはこの附帯決議がそのまま生かされておるとは思われませぬ。だとするならば、緊急整備法のこの五カ年間でこの附帯決議をどのように実現しようとする計画があるのかないのか。あればどういふふうに進んでしようとおられるのか、その点をひとつ事務当局のほうからお聞かせいただきたい。また大臣のほうで政策的な意味もあれば、大臣のほうから御答弁をいただきたいと思つておる。

○吉兼政府委員 附帯決議の内容はいろいろございませぬが、主として費用負担関係につきましてかなり積極的な御決議をいただいております。その国庫負担率を大幅に引き上げることにつきまして、これは五カ年計画をセツトいたしました事業が現在進行中でございませぬし、計画の中途の段階において負担率を変えたいと思つて、事務局にはなかなかむずかしいと思つておる。したがって、私どもは、いづれこの五カ年計画で近い将来にまたこれを改定するなり変更するなり、そういう機会があらうかと思つておる。そういう機会には十分この附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、最大の努力を払つて財政

当局と交渉したい、かように存じております。受益者負担金の問題につきましては、先刻お答えをいたしましたとおりでございます。まあ、そういう下水道に対する公的な財政費用負担の拡充のからみがございませぬので、そういう関連においてこれも積極的に前向きに検討していきたい、かように思つておる。

○松浦(利)委員 大臣、私はやはり原則的な問題があると思つておる。下水道法の一部改正をここでやりましたときに、これは満場一致だと思つておる。それで附帯決議を出した。ところがその附帯決議も満場一致。しかも大臣から、御趣旨に沿つて積極的に検討を加えるという趣旨の御答弁があつたはずであります。ところが、いま事務局のお話を聞きますと、実質的には次の五カ年計画ですね。あるいはこの第三次五カ年計画の改定があるのかないのか、これは経過を見てみなければわからないのですが、そういう場合に検討を加えたい、こういうことなのですね。そのことは極端にいうと、下水道法一部改正のときの附帯決議といふのは、ただ単なる形式的な附帯決議だつたといふことにしかならないわけですね。きょう私の手元に、下水道事業センター法案に対する附帯決議案といふのがいま来ておるわけですね。こんな附帯決議をしたつて、こんなもの意味ないじゃないかといふようなことに結果的に進むわけですね。実際の意味において、附帯決議といふのは尊重するといふたてで、実効があがるというところから大臣から御答弁があつたと思つておる。だからそういう意味では、附帯決議について少なくとも大臣が御発言なさつたことは公式的な発言だ、みんなそう受け取るのです。これはまだ出されておるから、大臣はこのことについて附帯決議を尊重するとはまだ言つておらないのです。前の下水道法一部改正のときに、附帯決議を尊重すると言われた大臣としての公式答弁といふのはいかなる政治的な意味を持つのかということ、一べん大臣から明確にお聞かせいただきたいと思つておる。これはいまの大臣の発言しやありません。

○西村国務大臣 それは私の発言でなくとも、委員会ですらういふ附帯決議が決定されたものならば、委員会の意思を尊重して、附帯決議を尊重するのは当然でございます。いま聞きますと、当時の附帯決議は、補助率を引き上げなさい。建設省としては、私としては、補助率の引き上げ、補助対象の範囲の拡大、これについてはいつも力を注いでおります。いまの流域下水道の二分の一というものは、前のはもつと低かつたと思つておる。流域に限つてそれを引き上げたのでございませぬ、大蔵省当局との折衝は、実は正直のところ相当に難儀したのでございませぬ。流域下水道に対する二分の一の補助率は私は少ないと思つておる。公共団体が急速にやるとすればたいへんな負担をしなければなりませんから。それから公共下水道は十分の四でございませぬが、これはまああつたと思つておる。流域だけは非常に金が要りますから、少なくとももう少し上げてもらいたいという希望を私は持つておる。ことしは、私つまびらかにいたしません、終末処理場の対象範囲、補助の対象になる仕事、それも、範囲のとおり方によってこれは補助しないよといふ大蔵省のやり方を、今度は終末処理場は全部補助対象にすることにきまつたわけでございます。これは今回の予算折衝のときにそうなつたのでございませぬ、皆さん方の附帯決議がつけば十分考慮する。これは委員会の決議でございますから、十分考慮するのはあたりまえでございます。今後ともこの補助金の引き上げの問題につきましては私としても十分考へたい、かように思つておる次第でございます。

○吉兼政府委員 私、ちょっと補足して御答弁させていただきますが、昨年来、下水道に關しまして附帯決議の御趣旨等がございまして、全国画一的な補助率等のアップといふのは実現されておる。たとえば公害防止計画の地域にかかわる下水道事業につきましては、その処理場関係の補助率を十分

の四から二分の一、都市下水につきましては三分の一を二分の一というように、補助率のアップが実現を見ております。沖繩につきましては、これは流域下水道を、一般の二分の一を三分の二ということになったと見られます。また補助対象率は一〇〇％というふうなことも実現を見ております。それから、これから御提案を申し上げまして御審議いただく琵琶湖の関係につきましては、流域下水道は三分の二、公共下水道は十分の五・五ということになっておりまして、こういう個別のものにつきましては、附帯決議の御趣旨に沿って逐次努力を重ねてまいっております。その点、先刻御説明から漏れましたので補足して申し上げます。

○松浦(利)委員 大臣から御答弁がありましたから、この附帯決議についてはこれ以上申し上げません。しかし、附帯決議というのは、建設省のものやわれわれ自身が超党派で前向きにききえておるものであるから、これを押えるのじゃなくて、むしろ前向きに、大蔵省なり何なりと折衝する有効な手段として、実現するために努力をする。政府が努力をするのは当然のことです。それを附帯決議をつけてきかせるというものがこの附帯決議の意味だと思ふ。だから、そういう意味ではその附帯決議を積極的に実現するように、われわれもろろん努力をいたしますが、大臣の先ほどの御説明を正直に受け取りますと、この下水道法一部改正のときの附帯決議は近い将来必ず実現する附帯決議である、こういうふうには私は理解をいたしたいと思ふ。

次に、ここで問題になりました最大の問題は、工場、事業場の排水について除害施設を設ける場合、許可制か届け出かということが本委員会でもたいへん問題になったのです。しかし、下水道というのは逆に利用してもらつた施設だから、これを許可にするのはおかしいので、当然届け出にする。その肩がわりとしてというわけじゃありませんが、要するにこの除外施設そのものが基準ど

おり、届け出られたとおり実施されておるかどうかということについてはパトロールを強化する、こういうことだったのでありますが、実際にパトロールが強化されておるのかどうか。パトロールを強化して、現実に基準以外の除害施設、届け出に違反した除害施設というものが発見されたケースがあるかどうか、その点について、時間がありませんので簡単にいいますから、ひとつお答えいただきたいと思います。

○吉兼政府委員 まずパトロールにつきましては、私も、下水道法の施行以来、都市局長通達をもちまして厳重にその水質管理の件について徹底をはかるように指示をいたしております。その結果、具体的に六大都市につきましての調査の資料がございまして、四十六年度におきましてパトロールをいたしました工場数は、六大都市におきまして、これは累計になっておりますが、七千九百五十の工場、事業場を対象にいたしましてパトロールを実施いたしております。それからお尋ねの第二点の、届け出義務違反件数があつたかどうかという点につきましては、四十六年度に新しい処理区域になって工場等の届け出を義務づけられた件数が五十五件ございまして、その五十五件について違反で罰則を適用した例は、六大都市に關しましては、私どもの調査では現在のところまだございせん。

○松浦(利)委員 報告したことはあるでしょう。注意したことはあるでしょう。

○吉兼政府委員 報告なり注意はそのつどやっておりますわけでありませう。

○松浦(利)委員 数字と、それからそのつど注意、報告をしてもらえる、こういうことです。通つて一年のことですから、これからの実績を見なければわからぬのですが、せつかくこういうことで議論をしてもらへば同じことですよ。許可か届け出かという議論をして、それではみんな届け出でないではないか――なぜその除外施設を許可か届け出かという議論があつたかという、公害のたれ

流しですね、それをいかに防ぐかということで、許

可か届け出かで議論があつたはずなんです。ですから、私はパトロールをもっと強化してもらうたい。新聞等によるとしょつちゆるたれ流の問題が出るので、ところが一つも網にかかつてこないんですよ。網にはかかつてこないが、新聞のほうでは捕獲されておる。これでは、パトロールはやつたがどういふパトロールだったか、しり抜けパトロールではないかという批判がまたぞろ建設省に向かつてくるわけですから、そういう意味では、そういう意味でこれは要望です。ことをこの機会にもっと徹底的にやつてもらいたいと思ふ。そういう意味でこれは要望です。私は実態について具体的なものについてはここでは申し上げません。また機会があつたときにいろいろ議論することにして、要するにパトロールを強化したいということをお願いしておきたいと思ふ。

それから次に問題になりますのは、この法案の内容の前に、都市局関係予算説明資料、白ペンですね、これに昭和四十七年度下水道事業センターの資金計画の総括表が出ておるのです。これによりまして、政府の出資が一億円で地方団体の出資が一億円、二億円になっておる。そして全体の事業計画が十三億五千万円、こういう規模になっておるのです。ところが、ここで私は非常にふしぎに思ふのは、この出資金の地方自治体の一億円というものが、発足と同時に一億の出資金というものが集まる可能性があるのかどうかというところが一つ疑問なんです。これは間違いないかどうかが。

それからもう一つは、十三億五千万という初年度計画予算の中で繰り越される運用基金はわずかに五千万円です。十三億五千万のうち運用基金は五千万円です。この運用基金というのは、これは下水道事業センターとして非常に大切な資金なんです。当初発足で五千万という運用基金になつておるけれども、実際に運用基金というものは、下水道センターで最高幾らまで運用基金

としておるのか。これは白ペンが出ておらなければ見ないのですけれども、たまたま出てきたので、その点についてどうなのか、ひとつ事務当局のほうでお聞かせをいただきたいというふうに思ふ。これが一つです。

それから、この法案の中でもう一つ問題になりますのは、センターが請け負うことになっておる。地方自治団体が行なう公共下水道を請け負うことになっておる。それでは、それを受託する場合、どういふ段階で受託するのか。具体的にいふと、公共下水道をAという市がやる。この場合には受益者負担金はどういふふうに取ります。あるいは三分の一の受益者負担金を取る。使料はこれだけにしますという条例が通る。条例が通ると確実な財源になります。そういう段階で受託が進むのか。それとも、もう計画段階で、地方自治団体の条例の整備とかそういうこととは一応全然考えずに、要するにあるAという都市で計画ができた段階でどういふ委託事業というものが進むのか。どの段階で地方自治団体とセンターとの委託業務をするのか、これが二番目の質問の問題であります。

時間がないから全部一括して言つてしまふが、三番目の問題は、この下水道事業センターの役員ですね。役員に任命される者は営利企業に携わつてはならない、そのことは当然だと思ふので、ただ問題になりますのは、ここが設計をし請け負つて、どうせ下請に出すわけですから、その場合に当然下水道事業というものに対する企業というものが存在するのです。ですから、下水道事業を経営しあるいは過去にそういう事業に携わつた者がこの下水道センターの役員になるための歯どめがあるのかないのか。それがないと――これはどういふことがあるのか、実際にできてみなければわからぬのですが、自分が過去におつた会社だけに利益が与えられる。全国的に下水道事業というものは広がつておるから、全国的な規模でどんどん工事が行なわれておる。建設事業と一緒ですから。そういう場合に、そういうた者

がこの役員になる歯どめがどこにあるのかという点が非常に疑問です。これが疑問点の一つです。

それからもう一つの疑問は、そういうことがあつてはいかぬのですが、市町村合併をされたとき、契約をしておつたAという都市が市町村合併によってBという都市に変わった場合、しかもその場合に、AとBというものは請負において金額が全然違ふ、受益者負担の層も違ふ、使用料も違ふ、こういった場合の返済ですね。立てかえてやつたのですから当然返してもらわなければいけません。それが、それについてはどういふ歯どめをするのか。相手がおらなくなるのです。Aという市がなくなるわけですからね。それが新しい市に引き継がれるというなら話はわかりませんが、その場合は問題なく引き継がれます。ところがAとBとの間に公平の原則を欠いておつた場合が一番問題なんです。片方は五分の一、片方は三分の一だつた。ところが五分の一のところは三分の一に上げるわけにいきませんね。そういう問題で条例の改正が行なわれて、三分の一が五分の一に下げられた場合、私は契約の変更というものが出てくると思うのです。そういう場合の歯どめというのがどうなるのか。

そういう点、この法案について若干の疑問がありますので、その点について事務当局のほうからお答えをいただきたいというふうに思います。

○古兼政府委員 まず第一点の出資金、ことに地方出資はだいたいぶかというお尋ねでございますが、これは自治省とも非常に関係がございますし、また地方団体の全園機関であります知事会なり市長会なり町村長会、そういうところともこれから十分話を詰めていきたいと思つておりますが、私どものめどとしましては、この程度の出資金はだいたいぶかと思つております。十分確保、御協力いただけるものと思つております。

それから第二点の運用基金が少ないじゃないかという点でございますが、確かに四十七年度の資金計画、事業計画の面におきまして少額であると思ひますが、これにつきましては別途、公共団体

の補助金というものに期待いたしておりますし、ことに本年は、法案が成立いたしましたならば十月以降に発足するということを考へておりますので、本年度に關しましては私は十分カバーできるという見通しを持っております。

次は、委託をどういふ段階でするのか、ことに受益者負担金との関係でトラブルが起こらないかというふうなお尋ねであつたと思ひますが、センターが公共団体と受委託関係を結びますには、当然当該市町村の議会の議決なり、そういう手続を踏ましてセンターに工事委託を行なうということにならうと思ひます。その際に委託する工事資金といふものは、当該年度分以上の分につきましては立てかえるということになりますけれども、これは公共団体の所定の手続を経てきめるものでありまして、その中の財源、つまり補助金、起債、それから受益者負担金、そういうふうな点は公共団体内部の問題でありまして、センターは公共団体と、委託する、受託する、規模はいろいろござい、当該年度分は金はこれだけだということとを話し合つてきめればよいことだと思ひます。むしろ公共団体が委託する際には、その負担金関係がからんでおりました場合には当然そういう点は事前に議会等の関係で調整をはかつた上で、解決した上でセンターとそういう委託関係に入るというふうには私どもは思ひますので、そういう段階かと思ひます。

それから役員との関係は、この法律案におきまして二十条で、役員は営利企業を営んではいけません、こういうふうな規定がございますし、当然その規定の運用におきましてそういうことがないように私どもは十分配慮してまいりたいと思ひます。運用の面でそういう担保をはかつてまいりたいと思ひます。

それから合併云々の点につきましては、これも先ほど申し上げましたようなこととございまして、A・Bという市がセンターと委託関係に入つておる。それが合併になつた場合どうかということとございしますが、これは当然合併の条件等で、

そういう委託関係の継続とか、そういう点につきましては関係の公共団体間で十分話し合ひが行なわれた上で、円満にいくものだとお尋ねに私どもは思つております。負担金を片一方は取つて片一方は取つていないということにつきましては、これは公共団体内部の問題でございまして、直接センターとの関係ということにはならないのではな

いかというふうな思つております。

○松浦(利)委員 大臣の関係でもう時間がありませんから、希望として申し上げておきますが、私はやはり、営利事業についてはならぬという条項は、過去に下水道事業に携わつた経験のある者に入れてはいかぬと思ひます。絶対入れたいかぬと思ひます。これは希望して、あとどうするかはセンターのほうの仕事ですから……

それからもう一つの問題は、地方公共団体内部の問題だ、内部の問題だと言いますけれども、これは事、金のことで、出た金は戻つてこなければいけませんから、その地方公共団体の内部がどうだつたということがはっきりしておらぬと、契約はしてみたが金は返つてこないというところで、センターの事業そのものが停滞するわけです。

そういう意味では地方公共団体内部の問題だけでは済まされない問題でありますから、それは將來の問題として、もう時間がありませんから追及しません、ぜひ検討してください。そのことを申し上げて私の質問を終わります。(拍手)

○龜山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○龜山委員長 これより本案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、下水道事業センター法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○龜山委員長 ただいま可決いたしました本案に対し、天野光晴君、阿部昭吾君、小川新一郎君、渡辺武三君及び浦井洋君から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者天野光晴君から趣旨の説明を求めます。天野光晴君。

○天野(光)委員 ただいま議題となりました下水道事業センター法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

附帯決議の案文は、お手元に配付してあります。御承知のとおり、本法案は、今日におけるわが国の下水道整備の著しい立ちおくれに對処し、その整備促進に寄与しようとする大きな使命を持つものであります。かかる使命を持った本法案により設立される下水道事業センターは、その目的の重要性にかんがみ、本センターの労使両者は、正常な関係のもと、一体となつて下水道整備の促進に当たり、その目的達成に邁進し、国民の要請にこたへる必要があります。

また、終末処理場における下水の処理については、公費絶減の見地より高度な処理技術が強く要請されており、政府は処理技術の開発に對処する体制を早急に確立する必要があると思ひます。

以上が、下水道事業センター法案に對し附帯決議を付さんとする趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いいたしまして、趣旨の説明を終わります。(拍手)

下水道事業センター法案に對する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあたり、次の事項について特段の措置を講ずべきである。

一、下水道事業センター職員の給与等の支給基準の決定にあつては、正常な労使関係を保持するより十分な考慮を払ふこと。
二、下水道の終末処理場における処理の万全を期するため、処理方法等公害の発生を防止する技術開発に対する体制を早急に確立すること。
右決議する。

○亀山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対し、別に発言の申し出もございませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○西村国務大臣 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見については、今後その趣旨を生かすようにとめるとともに、全会一致をもって決議されました附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重し、今後その運用に万全を期して、各位の御期待に沿うようにする所存でございます。

ここに、本法案の審議を終わるに際し、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、あいさつといたします。ありがとうございます。（拍手）

○亀山委員長 おはかりいたします。ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀山委員長 次に、内閣提出、河川法の一部を改正する法律案、内閣提出、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案及び内閣提出、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

まず、本日本付託になりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取いたします。

なお、本法律案は参議院において修正されておりますので、その修正部分の趣旨についても、便宜建設政務次官より説明をお願いすることになります。藤尾建設政務次官。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（昭和四十七年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「昭和四十三年度」を「昭和四十七年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
2 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。
第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第 号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したも又は当該計画に係る同法第

二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和四十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十七年度以後の年度に繰り越したも）により施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

3 治水特別会計法の一部改正

治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十六項を第二十七項とし、第二十三項から第二十五項までを一項ずつ繰り下げ、第二十二項の次に次の一項を加える。

23 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第 号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したも（昭和四十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十七年度以後の年度に繰り越したも）により施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を（含む。）は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

理由

治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和四十七年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を決定することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

○藤尾政府委員 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の治山治水緊急措置法に基づき、昭和四十三年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定し、これにより治山治水事業の計画的な実施を進めてまいりました。

しかしながら、この間、国土の利用開発が著しく進展しました結果、山地及び大川川における災害の被害がきわめて深刻なものになるおそれが生じ、また都市近郊の山地及び中小河川の災害が頻発し、さらに各種用水需要が急激に増大しております。

このような情勢に対処するために、現行五カ年計画を改定し、新たな治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することにより、これらの事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発をはかる必要が、あります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、ただいま申し上げましたとおり、現行の治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を改定して、新たに昭和四十七年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、新たに治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画が策定されることとなるのに伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所

要の改正をすることいたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、本法律案に対しまして参議院において加えられました修正の趣旨を御説明申し上げます。

政府原案におきましては、この法律は昭和四十七年四月一日から施行することとしておりましたが、公布の日から施行することと改めるものでございます。

○龜山委員長 以上で、提案理由の説明並びに参議院における修正部分の説明は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来たる十九日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会